

生活保護法にかかる指定医療機関のみなさまへ

生活保護法の改正により、生活保護法にかかる医療機関の指定について、以下のとおり見直しが行われます。(平成 26 年 7 月から)

この見直しに伴い、現在の指定医療機関は、平成 26 年 7 月から 1 年以内に、改めて指定の申請をしていただく必要がありますので、ご注意願います。

1 指定医療機関の指定要件等が明確になります

① 申請のあった医療機関が以下に該当するときは、指定ができません。(改正後の生活保護法(以下「改正法」という。)第 49 条の 2 第 2 項)

- ・当該医療機関が健康保険法に規定する保険医療機関または保険薬局でないとき
- ・開設者又は管理者が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行が終わっていないとき
- ・開設者又は管理者が、指定医療機関の指定を取り消された日から 5 年を経過しないものであるとき等

② 申請のあった医療機関が以下に該当するときは、指定しない場合があります。(改正法第 49 条の 2 第 3 項)

- ・被保護者の医療についてその内容の適切さを欠くおそれがあるとして重ねて指導を受けたものであるとき等

③ 指定医療機関が以下に該当するときは、その指定を取消する場合等があります。

(改正法第 51 条第 2 項)

- ・健康保険法による保険医療機関または保険薬局でなくなったとき
- ・開設者又は管理者が、禁錮以上の刑に処せられたとき等

2 指定の有効期間が 6 年間となります

① 指定医療機関の指定は、6 年ごとにその更新を受けなければ、効力を失うこととなります。(改正法第 49 条の 2 第 3 項)

※ただし、おおむね開設者である医師・薬剤師又はその家族のみが診療・調剤しているものについては、別段の申し出が無ければ更新の申請があったものとみなされます。

3 不適切な事案等への対応が強化されます

- ①生活保護法による指定医療機関又は健康保険法による保険医療機関のいずれかの指定が取り消された際に、両制度で関連性を持たせて対応することとなります。(改正法第83条の2等)
- ②偽りその他不正な手段により医療費の支給を受けた指定医療機関があるときは、その返還させるべき額に、100分の40を乗じた額を上乗せして徴収することがあります。(改正法第78条第2項)
- ③厚生労働省も、県や市が指定した指定医療機関の指導等を実施できることとなります。(改正法第84条の4)

経過措置等

- ①現在の指定医療機関は、改正法の施行日(平成26年7月1日)時点で、改正法の指定を受けているものとみなされます。しかし、施行日から1年以内に、改めて改正法による指定を受けなければ、指定の効力を失います。
- ②このため、平成27年7月以降、引き続き生活保護法による医療機関の指定を受けるためには、平成26年7月1日から平成27年6月末日までの間に、別紙の申請書により改めて指定の申請を行っていただく必要があります。
※申請書の様式は、大津市のホームページの「申請書ダウンロード」からダウンロードすることができます。
- ③①で改めて改正法による指定を受けた場合、最初の指定の更新については、6年後までではなく、当該指定医療機関の健康保険法による指定の効力が失われる日までとなります。

なお、中国残留邦人等支援法による医療機関の指定についても、同様となります。ご不明な点等につきましては、下記までお問い合わせください。

大津市
福祉子ども部生活福祉課
担当：山形
TEL 077-528-2056
FAX 077-523-0412